

昭和 59 年 4 月 2 日

規則第 68 号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター事務分掌規則

(所長等)

第 1 条 心身障害者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）に所長を置く。

- 2 センターに副所長を置くことがある。
- 3 所長及び副所長は、本市職員のうちから市長が命ずる。

第 2 条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属員を指揮監督する。

- 2 副所長は所長を補佐し、センターの事務を整理し、所属員を指揮監督する。
- 3 副所長は、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、所長の職務を行う。

(内部組織等)

第 3 条 センターに次の課を置く。

管 理 課

相 談 課

- 2 センターに診療所を置く。

(事務分掌)

第 4 条 課の事務分掌は、次のとおりとする。

管 理 課

- (1) 心身障害に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供並びに研修の企画に関すること
- (2) 他の課の主管に属しないこと

相 談 課

- (1) 心身障害者の更生援護のための総合的な相談及び指導並びに医学的、心理学的及び職能的判定に関すること
- (2) 身体障害者の補装具の処方及び適合判定に関すること
- (3) 発達障害者支援法に関すること。ただし、他の所管に属するものを除く。

- 2 診療所の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者等の医学的診査その他治療に関すること

(2) 薬品及び衛生材料の管理に関すること

(3) その他医務に関すること

(職の設置)

第5条 課に課長、診療所に診療所長を置く。

2 センターに発達障害者支援室長を置く。

3 前項に定めるもののほか、センターに発達障害者支援担当課長を置く。

4 第3項に定めるもののほか、センターに医務主幹又は医務副主幹、課に課長代理、担当課長代理、副参事、担当係長又は主査、診療所に医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹、担当係長又は主査を置くことがある。

5 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。

6 発達障害者支援室長は、発達障害者の支援に関する事務を所管する。

7 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、所長が定める事務を専管する。

8 発達障害者支援室長、課長、担当課長、診療所長、医務主幹、保健主幹、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、本市職員のうちから市長が命ずる。

(職務)

第6条 発達障害者支援室長、課長、担当課長、診療所長、医務主幹、保健主幹、課長代理、担当課長代理、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査は、おのおの上司の命を受けて所管の事務を処理し、所属員を指揮監督する。

2 医務主幹、保健主幹、医務副主幹、保健副主幹、副参事、担当係長及び主査の事務分担並びに担当係長及び主査以上を除く所属員の配置及び事務分担は、所長が定める。

附 則 (令和4年3月31日規則第50号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。